

○内閣府
法務省 令第 号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の一部の施行及び資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、前払式支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

法務大臣 上川 陽子

前払式支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令

（前払式支払手段発行保証金規則の一部改正）

第一条 前払式支払手段発行保証金規則（平成二十二年 内閣府
法務省 令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(発行保証金の取戻し)</p> <p>第一条 資金決済に関する法律(以下「法」という。)第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により発行保証金(法第十四条第三項に規定する債券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。))を含む。以下同じ。))を供託した者又はその承継人が資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号。以下「令」という。))第九条第一項又は第二項の規定により金融庁長官(令第二十九条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。))の承認を受けようとするときは、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した様式第一の発行保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>(発行保証金の取戻し)</p> <p>第一条 資金決済に関する法律(以下「法」という。)第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により発行保証金(法第十四条第三項に規定する債券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。))を含む。以下同じ。))を供託した者又はその承継人が資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号。以下「令」という。))第九条第一項又は第二項の規定により金融庁長官(令第二十九条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。))の承認を受けようとするときは、様式第一に従い、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した発行保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前項の発行保証金取戻承認書の交付を受けた者は、発行保証金の取戻しをした場合には、遅滞なく、様式第三により作成した発行保証金取戻届出書を金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該取戻しが内渡しであるときは、供託規則(昭和三十</p>

(供託物払渡請求書の添付書面)

第二条 法第十八条の規定により発行保証金の取戻しをしようとする者が供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、前条第二項の規定により交付を受けた発行保証金取戻承認書をもって足りる。

(発行保証金の保管替え等)

第三条 [略]

[2・3 略]

4 第一項の保管替えを請求した者又は第二項の規定による供託をした前払式支払手段発行者は、遅滞なく、様式第三により作成した発行保証金保管替届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書正本の写し又は第二項の規定による供託に係る供託書正本の写しを添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

5 [略]

(発行保証金の差替え)

四年法務省令第二号)第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額(振替国債については、その銘柄及び金額)に関する事項につき証明された書類を当該届出書に添付しなければならない。

(供託物払渡請求書の添付書面)

第二条 法第十八条の規定により発行保証金の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、前条第二項の規定により交付を受けた発行保証金取戻承認書をもって足りる。

(発行保証金の保管替え等)

第三条 [同上]

[2・3 同上]

4 第一項の保管替えを請求した者又は第二項の規定による供託をした前払式支払手段発行者は、遅滞なく、様式第四により作成した発行保証金保管替届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書正本の写し又は第二項の規定による供託に係る供託書正本の写しを添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

5 [同上]

(発行保証金の差替え)

第四条 「略」

2 前項の規定により承認の申請をしようとする者は、様式第四により作成した発行保証金取戻承認申請書に同項の発行保証金の供託に係る供託書正本の写しを添えて金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、様式第五により作成した発行保証金取戻承認書を同項の承認を求めた者に交付しなければならない。

4 「略」

「項を削る。」

(権利の実行の申立ての手続)

第五条 令第十一条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第六により作成した申立書に当該申立てに係る前払式支払手段（法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下同じ。）又は当該申出に係る権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

(債権の申出の手続)

第六条 法第三十一条第二項に規定する債権の申出をしようとする者は、様式第七により作成した申出書に当該申出に係る前払式支払手

第四条 「同上」

2 前項の規定により承認の申請をしようとする者は、様式第五により作成した発行保証金取戻承認申請書に同項の発行保証金の供託に係る供託書正本の写しを添えて金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、様式第六により作成した発行保証金取戻承認書を同項の承認を求めた者に交付しなければならない。

4 「同上」

5 第三項の発行保証金取戻承認書の交付を受けた者は、債券の取戻

しを行った場合には、遅滞なく、様式第七により作成した発行保証金取戻届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

(権利の実行の申立ての手続)

第五条 令第十一条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第八により作成した申立書に当該申立てに係る前払式支払手段（法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下同じ。）又は当該申出に係る権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

(債権の申出の手続)

第六条 法第三十一条第二項に規定する債権の申出をしようとする者は、様式第九により作成した申出書に当該申出に係る前払式支払手

段又は当該申出に係る権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

(配当の手続等)

第十五条 「略」

2 金融庁長官は、前項の規定による配当の実施をしたときは、様式第八により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、前払式支払手段発行者に交付しなければならない。ただし、前払式支払手段発行者の所在を確知できないときは、当該通知書の公示をもってこれに代えることができる。

[3 ・ 4 略]

様式第 1 (第 1 条第 1 項)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号 () ー

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

段又は当該申出に係る権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

(配当の手続等)

第十五条 「同上」

2 金融庁長官は、前項の規定による配当の実施をしたときは、様式第十により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、前払式支払手段発行者に交付しなければならない。ただし、前払式支払手段発行者の所在を確知できないときは、当該通知書の公示をもってこれに代えることができる。

[3 ・ 4 同上]

様式第 1 (第 1 条第 1 項)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号 () ー

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、資金決済に関する法律施行令第9条第1項又は第2項の規定により発行保証金の取戻しの承認を申請します。

記

[1. ～3. 略]

(記載上の注意)

[1. ・2. 略]

3. 「取戻しの事由」には、供託している発行保証金並びに締結している発行保証金保全契約（法第15条に規定する発行保証金保全契約をいう。）及び発行保証金信託契約（法第16条第1項に規定する発行保証金信託契約をいう。）の内容を記載した上で、取戻可能額を算定し、記載すること。

様式第2（第1条第2項）

（日本産業規格A4）

発行保証金取戻承認書

[1. ・2. 略]

3. 払渡しを請求することができる期限
[略]

[様式を削る。]

様式第3（第3条第4項） [略]

発行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、資金決済に関する法律施行令第9条第1項又は第2項の規定により発行保証金の取戻しの承認を申請します。

記

[1. ～3. 同左]

(記載上の注意)

[1. ・2. 同左]

[加える。]

様式第2（第1条第2項）

（日本産業規格A4）

発行保証金取戻承認書

[1. ・2. 同左]

3. 払渡しを受けられる期限
[同左]

様式第3（第1条第3項） [略]

様式第4（第3条第4項） [同左]

<u>様式第4</u> (第4条第2項) [略]		<u>様式第5</u> (第4条第2項) [同左]	
<u>様式第5</u> (第4条第3項) [略]		<u>様式第6</u> (第4条第3項) [同左]	
[様式を削る。]		<u>様式第7</u> (第4条第5項) [略]	
<u>様式第6</u> (第5条) [略]		<u>様式第8</u> (第5条) [同左]	
<u>様式第7</u> (第6条) [略]		<u>様式第9</u> (第6条) [同左]	
<u>様式第8</u> (第15条第2項) [略]		<u>様式第10</u> (第15条第2項) [同左]	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

(資金移動業履行保証金規則の一部改正)

第二条 資金移動業履行保証金規則（平成二十二年<sup>内閣府
法務省</sup>令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(履行保証金の取戻し)</p> <p>第一条 資金決済に関する法律（以下「法」という。）第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金（法第四十三条第三項に規定する債券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を供託した者又はその承継人が資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号。以下「令」という。）<u>第十七条第一項又は第三項の規定により金融庁長官（令第三十条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）の承認を受けようとするときは、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した様式第一の履行保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</u></p> <p>2 「略」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>(履行保証金の取戻し)</p> <p>第一条 資金決済に関する法律（以下「法」という。）第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金（法第四十三条第三項に規定する債券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を供託した者又はその承継人が資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号。以下「令」という。）<u>第十七条第一項の規定により金融庁長官（令第三十条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）の承認を受けようとするときは、様式第一に従い、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した履行保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</u></p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前項の履行保証金取戻承認書の交付を受けた者は、履行保証金の取戻しをした場合には、遅滞なく、様式第三により作成した履行保証金取戻届出書を金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該取戻しが内渡しであるときは、供託規則（昭和三十</p>

(供託物払渡請求書の添付書面)

第二条 法第四十七条の規定により履行保証金の取戻しをしようとする者が供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、前条第二項の規定により交付を受けた履行保証金取戻承認書をもって足りる。

(履行保証金の保管替え等)

第三条 [略]

[2・3 略]

4 第一項の保管替えを請求した者又は第二項の規定による供託をした資金移動業者は、遅滞なく、様式第三により作成した履行保証金保管替届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書正本の写し又は第二項の規定による供託に係る供託書正本の写しを添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

5 [略]

(履行保証金の差替え)

四年法務省令第二号)第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額(振替国債については、その銘柄及び金額)に関する事項につき証明された書類を当該届出書に添付しなければならない。

(供託物払渡請求書の添付書面)

第二条 法第四十七条の規定により履行保証金の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、前条第二項の規定により交付を受けた履行保証金取戻承認書をもって足りる。

(履行保証金の保管替え等)

第三条 [同上]

[2・3 同上]

4 第一項の保管替えを請求した者又は第二項の規定による供託をした資金移動業者は、遅滞なく、様式第四により作成した履行保証金保管替届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書正本の写し又は第二項の規定による供託に係る供託書正本の写しを添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

5 [同上]

(履行保証金の差替え)

第四条 「略」

2 前項の規定により承認の申請をしようとする者は、様式第四により作成した履行保証金取戻承認申請書に同項の履行保証金の供託に係る供託書正本の写しを添えて金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、様式第五により作成した履行保証金取戻承認書を同項の承認を求めた者に交付しなければならない。

4 「略」

「項を削る。」

(権利の実行の申立ての手続)

第五条 令第十九条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第六により作成した申立書に当該申立てに係る権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

(債権の申出の手続)

第六条 法第五十九条第二項に規定する債権の申出をしようとする者は、様式第七により作成した申出書に当該申出に係る権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

第四条 「同上」

2 前項の規定により承認の申請をしようとする者は、様式第五により作成した履行保証金取戻承認申請書に同項の履行保証金の供託に係る供託書正本の写しを添えて金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、様式第六により作成した履行保証金取戻承認書を同項の承認を求めた者に交付しなければならない。

4 「同上」

5 第三項の履行保証金取戻承認書の交付を受けた者は、債券の取戻

しを行った場合には、遅滞なく、様式第七により作成した履行保証金取戻届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

(権利の実行の申立ての手続)

第五条 令第十九条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第八により作成した申立書に当該申立てに係る権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

(債権の申出の手続)

第六条 法第五十九条第二項に規定する債権の申出をしようとする者は、様式第九により作成した申出書に当該申出に係る権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

。 (配当の手続等)

第十五条 「略」

- 2 金融庁長官は、前項の規定による配当の実施をしたときは、様式第八により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、資金移動業者に交付しなければならない。ただし、資金移動業者の所在を確知できないときは、当該通知書の公示をもってこれに代えることができる。

3 「略」

(仮配当の手続等)

第十七条 「略」

- 2 金融庁長官は、前項の規定による仮配当をしたときは、様式第八により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、資金移動業者に交付しなければならない。ただし、資金移動業者の所在を確知できないときは、当該通知書の公示をもってこれに代えることができる。
- 3 令第十九条第十二項の規定により請求をしようとする者は、様式第九により作成した仮配当請求書に同条第十一項第五号に規定するものを添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

様式第 1 (第 1 条第 1 項)

。 (配当の手続等)

第十五条 「同上」

- 2 金融庁長官は、前項の規定による配当の実施をしたときは、様式第十により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、資金移動業者に交付しなければならない。ただし、資金移動業者の所在を確知できないときは、当該通知書の公示をもってこれに代えることができる。

3 「同上」

(仮配当の手続等)

第十七条 「同上」

- 2 金融庁長官は、前項の規定による仮配当をしたときは、様式第十により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、資金移動業者に交付しなければならない。ただし、資金移動業者の所在を確知できないときは、当該通知書の公示をもってこれに代えることができる。
- 3 令第十九条第十二項の規定により請求をしようとする者は、様式第十一により作成した仮配当請求書に同条第十一項第五号に規定するものを添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

様式第 1 (第 1 条第 1 項)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号
(郵便番号 ー)

住 所

電話番号 () ー

商 号

代表者の氏名

履行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、資金決済に関する法律施行令第17条第1項又は第3項の規定により履行保証金の取戻しの承認を申請します。

記

1. [略]

2. 取戻しをしようとする供託物の内容 (供託所名)

1. 金銭の場合

供託番号	供託年月日	供託者名	供託金額 円

取戻申請金額 円	左記に係る種別 第 種資金移動業

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号
(郵便番号 ー)

住 所

電話番号 () ー

商 号

代表者の氏名

履行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、資金決済に関する法律施行令第17条第1項の規定により履行保証金の取戻しの承認を申請します。

記

1. [同左]

2. 取戻しをしようとする供託物の内容 (供託所名)

1. 金銭の場合

供託番号	供託年月日	供託者名	供託金額 円	取戻申請金額 円

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率
					円	円	%

評価額	左記に係る種別
円	第 種資金移動業

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率
		円	%

評価額	左記に係る種別
円	第 種資金移動業

3. [略]

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

3. [同左]

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提

して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 「取戻しの事由」には、供託している履行保証金並びに締結している履行保証金保全契約（法第44条に規定する履行保証金保全契約をいう。）及び履行保証金信託契約（法第45条に規定する履行保証金信託契約をいう。）の内容を記載した上で、取戻可能額を算定し、記載すること。

3. 「取戻しをしようとする供託物の内容」の「左記に係る種別」欄には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業について同条第5項第4号に規定する一括供託をしている場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

様式第2（第1条第2項）

（日本産業規格A4）

履行保証金取戻承認書

[1.・2. 略]

3. 払渡しを請求することができる期限
[略]

[様式を削る。]

出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

様式第2（第1条第2項）

（日本産業規格A4）

履行保証金取戻承認書

[1.・2. 同左]

3. 払渡しを受けられる期限
[同左]

様式第3（第1条第3項）

[略]

様式第3 (第3条第4項)

(日本産業規格 A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電 話 番 号 () ー

商 号

代表者の氏名

履行保証金保管替届出書

下記のとおり、履行保証金の保管替えをしたので、資金移動業履行保証金規則第3条第4項の規定により供託書正本の写しを添えて届け出ます。

記

[1. ・ 2. 略]

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、 「代表者の氏名」欄に当該旧氏

様式第4 (第3条第4項)

(日本産業規格 A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電 話 番 号 () ー

商 号

代表者の氏名

履行保証金保管替届出書

下記のとおり、履行保証金の保管替えをしたので、資金移動業履行保証金規則第3条第4項の規定により供託書正本の写しを添えて届け出ます。

記

[1. ・ 2. 同左]

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、 「代表者の氏名」欄に当該旧氏

及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載
することができる。

様式第4 (第4条第2項)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

郵便番号

住所

電話番号 () -

商号

代表者の氏名

履行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、資金移動業履行保証金規則第4条第1項の規定によ
り供託債券の取戻しの承認を申請します。

記

1. [略]

2. 供託債券に代わる供託物の内容 (供託所名)

イ. 金銭の場合

供託番号	供託金額	左記に係る種別
	円	第 種資金移動業

及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載
することができる。

様式第5 (第4条第2項)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

郵便番号

住所

電話番号 () -

商号

代表者の氏名

履行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、資金移動業履行保証金規則第4条第1項の規定によ
り供託債券の取戻しの承認を申請します。

記

1. [同左]

2. 供託債券に代わる供託物の内容 (供託所名)

イ. 金銭の場合

供託番号	供託金額
	円

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率
					円	円	%

評価額	左記に係る種別
円	第 種資金移動業

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率
		円	%

評価額	左記に係る種別
円	第 種資金移動業

3. 取戻しをしようとする供託物の内容 (供託所名)

イ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

3. 取戻しをしようとする供託物の内容 (供託所名)

イ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額

				円	円	%
--	--	--	--	---	---	---

評価額	左記に係る種別
円	第 種資金移動業

ロ．振替国債の場合

供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率
		円	%

評 価 額	左記に係る種別
円	第 種資金移動業

4. [略]

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び

				円	円	%	円
--	--	--	--	---	---	---	---

ロ．振替国債の場合

供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率	評 価 額
		円	%	円

4. [同左]

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載

名のみを記載することができる。

することができる。

2. 「供託債券に代わる供託物の内容」及び「取戻しをしようとする供託物の内容」の「左記に係る種別」欄には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業について同条第5項第4号に規定する一括供託をしている場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

様式第5 (第4条第3項) [略]

様式第6 (第4条第3項) [同左]

[様式を削る。]

様式第7 (第4条第5項) [略]

様式第6 (第5条) [略]

様式第8 (第5条) [同左]

様式第7 (第6条) [略]

様式第9 (第6条) [同左]

様式第8 (第15条第2項、第17条第2項) [略]

様式第10 (第15条第2項) [同左]

様式第9 (第17条第3項) [略]

様式第11 (第17条第3項) [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この命令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。